

## 平成 25 年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

### ア 職務代行順位

会則第 8 条第 2 号に定める会長の職務代行順位は、安城市企画部情報システム課長、大口町総務部行政課長の順とする。

### イ 平成 25 年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第 10 条第 3 項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
幹 事	
地域ブロック	市町村名
尾 張	清須市
	大口町
海 部	あま市
	蟹江町
知 多	半田市
	武豊町
西三河	安城市
	幸田町
豊田加茂	豊田市
新城設楽	新城市
	東栄町
東三河	田原市